

仕 様 書

受注者は、この仕様書、別図及び別表に定めるところに従い、広島市立リハビリテーション病院及び自立訓練施設並びに広島市健康福祉局障害福祉部身体障害者更生相談所（以下「センター」という。）の樹木等を適切に維持管理するものとする。

- 1 業務の対象区域は、センター全域（建物の2・3階及びセンター西側・南側外周の造成法面下部に設置された開口溝から道路境界線までの区域を含む。）とする（「別図」及び「別表」を参照のこと）。
- 2 業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 機械除草・芝草刈
 - ア あらかじめ、石、空き缶等を取り除くとともに、歩行者、通行車両等がある場合には、必ずネット若しくはシート等を使用して小石等の飛散防止策を講じた上で実施するものとする。
 - イ 肩掛式草刈り機、手押しロータリーカッター等の機器を使用して実施するものとする。ただし、木の根付近その他の機器の使用に適さない場所は、手作業により実施するものとする。
 - ウ 樹木の寄せ植えや施設に芝が侵入しないように、縁切りをその都度行うものとする。
 - エ 刈り取った芝生は、速やかに撤去するものとする。
 - (2) 樹木剪定
 - ア 該当樹種の生育状況に応じて、剪定する量及び時期を調節した上で、徒長枝等を刈り込み、剪定した枝葉は、速やかに撤去するものとする。
 - イ 車両等の通行の妨げとなるおそれのある徒長枝等については、事故防止の観点から、原則として、そのすべてを刈り込むものとする。ただし、そのすべてを刈り込むことにより、当該樹木等が枯死する等のおそれがある場合は、発注者に協議した上で適切な措置を講ずるものとする。
 - (3) 抜根除草
 - 雑草（植込地内の樹木の実生等を含む。）は、根ごと抜き取り、速やかに撤去するものとする。
 - (4) 故損木（枯枝を含む）等の点検及び撤去処分
 - ア 受注者は、(1)～(3)の業務を行う際、枯損木の存在その他の異常の有無を点検し、異常を発見したときは、直ちに発注者に報告するものとする。
 - イ 受注者は、発注者に協議した上で、アの点検により発見した故損木（枯枝を含む）を撤去処分するものとする。
 - ウ ア及びイに掲げる業務は、センターの樹木等のすべてについて実施するものとする。ただし、著しく多数の故損木等が発見され、又は故損木の大きさ、所在等が要因となり、撤去処分に要する経費が著しく高額となる場合の取扱いについては、別途協議して定めるものとする。
 - (5) (1)～(4)により生じた草木類は、(基準を超えるものについては、破碎した上で) 玖谷埋立地内のリサイクルセンターに搬入し、再利用するものとする。

(6) 病虫害点検及び捕殺防除

- ア 受注者は、発注者に協議した上で、病虫害の発見が容易である時期に2回以上、病虫害発生の有無を点検するものとする。
- イ 受注者は、アの点検又は発注者からの連絡により、病虫害の発生を確認し、又は発生するおそれがあると認めるときは、発注者に協議した上で、適切な時期に1回以上、薬剤の散布その他の当該病虫害の種類等に応じた適切な捕殺防除策を講ずるものとする。
- ウ ア及びイに掲げる業務は、センターの樹木等のすべてについて実施するものとする。

3 2の(1)~(3)に掲げる業務の対象・数量、実施時期及び回数は、別表のとおりとする。

4 業務の実施に当たっての留意事項

- (1) 受注者は、センターが医療提供機関等であることにかんがみ、入院患者等に不快感や迷惑を及ぼし、又は発注者の業務に支障をきたすことのないよう、十分に注意・配慮して業務を実施するものとする。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たっては、常に現場責任者を現場に立ち合わせるものとする。
- (3) 受注者は、業務の実施に当たっては、車両、施設、樹木等を損傷しないように十分な範囲にネットなどを施し注意するとともに、歩行者、通行車両等に危険が及ばないよう、作業標示板等により業務を実施していることを周知するものとする。
- (4) 受注者は、必要に応じて、警備業法上の適格者を交通誘導員として配置し、諸交通の誘導を行うものとする。(危険防止の観点から、自社の職員による交通誘導は、絶対に行わないこと。)
- (5) 受注者は、業務の実施に当たっては、散水栓、散水ホース及び水道管等を破損しないよう、予め発注者に配置を確認して行うものとする。

5 報告事項等

広島市立病院機構委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、月間報告書とし、翌月の10日(3月分にあつては、3月31日)までに提出して、発注者の確認を受けるものとする。

6 その他

- (1) 次のいずれかに該当する技術者を現場責任者(直接的な雇用関係にあるものに限る。)に配置できること。
 - ア 造園施工管理技士の資格を有する者。
 - イ 建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者(造園工事に限る。)
- (2) 職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する者(直接的な雇用関係にあるものに限る。)をせんだ作業中常時、作業又は現場において指導にあたらせることができること。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、最新の公園緑地等維持管理標準仕様書(広島市都市整備局緑化推進部)に準じるほか、発注者と受注者が協議して定めるものとする。